

今日の薬物乱用の特徴と学生への対応について

和田 清

(国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部部長)

I. はじめに

二〇〇八年秋、角界及び大学生における大麻問題が社会問題化したことは記憶に新しい。この数年、毎年のように薬物乱用問題が社会を騒然とさせている。二〇〇七年には、医薬品であるリタリン問題があり、二〇〇九年八月には芸能人におけるMDMA、覚せい剤問題があった。わが国の薬物乱用状況は覚せい剤事犯者数を元に、三年の乱用期に分けて語られてきた(図1)。現在は一九九五年に始まった第三次覚せい剤乱用期にある。しかし、その第三次覚せい剤乱用期も既に一〇年以上が経過しており、わが国の薬物乱用状況は大きく変化してきている。

本稿では、薬物乱用問題の今日の特徴を紹介すると共に、その特徴に基づいた大学生への対応について提言したい。

II. 今日の薬物乱用状況

1. 不正薬物事犯者数

図1は不正薬物事犯者数の年次推移である。第二次覚せい剤乱用期(一九七〇年～一九九四年)と言われながらも、この時期、事犯者数が最も多かったのは「毒物及び劇物取締法」事犯(事実上、有機溶剤事犯と考えられるので、以下、有機溶剤事犯と称する)であり、筆者が「我が国独自型」³と称した世界でも希な有機溶剤優位型がその特徴であ

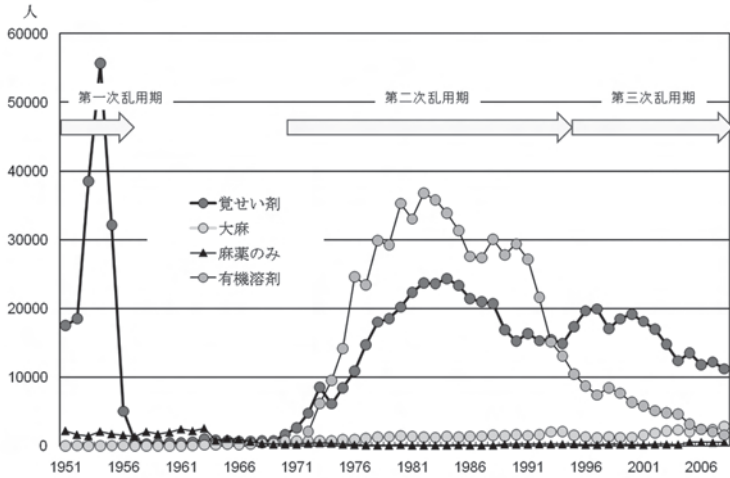


図1：不正薬物事犯者数²⁾

った。しかし、この有機溶剤事犯者数は一九九二年以降激減傾向を示し、一九九三年には覚せい剤事犯者数に次ぐ第二位となり、二〇〇六年には二、三九八人と、ついに大麻事犯者数(二、四二三人)にも抜かれ、第三位の座にまで減少した。その背景には第三次覚せい剤乱用期での覚せい剤の入手可能性の高さがあると推定できるが、有機溶剤が不正薬物事犯者数上、第三位にまで減少した事実、わが国の薬物乱用の歴史上、特筆すべき変化である。

ところで、二〇〇八年秋に角界及び大学生における乱用問題として世間を騒がせた大麻事犯者数はどうであろうか？一九五一年の大麻取締法検挙人員は二四人であったが、その後年々増加し、二〇〇八年には二、八六七人にまで達した²⁾。しかし、図1を見る限り、覚せい剤事犯者数とはあまりにも開きがあり、二〇〇八年秋の騒ぎとは今ひとつ噛み合わない感をもたれるであろう。それは、不正薬物事犯者数とは検挙された者の数であり、検挙される者は薬物乱用者の「氷山の一角」に過ぎないからである。

一般の方にはあまりなじみがないかもしれないが、いわゆる脱法ドラッグ(向精神作用を持ちながらも、その薬物自体を規制する法律がないために、事実上、製造、販売、使用等が「野放し」になっている薬物。)問題が社会問題

特集・学生生活の危機対応

化したのも第三次覚せい剤乱用期の中での今日の問題である。この脱法ドラッグ問題の先駆けとなったのは、一九九八年頃から表面化したマジック・マッシュルーム問題であったと筆者は考えているが、その後、取り締まりや薬物乱用防止教育などの各種対応策の強化に相反するかのようにより、デザインナー・ドラッグ（麻薬・覚せい剤等の規制薬物による向精神作用と類似した作用を期待して、規制薬物の構造式の一部を化学合成的に変えることによって生み出された規制薬物類似の薬物）を主とする脱法ドラッグ問題が浮上した。その代表格は5-methoxy-N,N-disopropyl-tryptamine (5MeO-DIPT) であるが、脱法ドラッグは規制薬物ではないため、その事犯者数、押収量は算出しようがない。しかし、政府が薬事法を改正し（二〇〇七年四月施行）、「指定薬物」という概念を導入し、対処せざるを得なかった事実が、この時期における脱法ドラッグ問題の出現と問題の重要性を象徴している。

2. 薬物使用に関する全国住民調査

本場の薬物乱用状況を把握するためには、国民に対して、直接、薬物乱用・依存経験の有無を調べるに尽きる。そこで、筆者らは、一九九五年から、層化二段無作為抽出により選ばれた全国の一五歳以上の住民に対する全国調査（留

置自記式調査）を隔年継続実施してきた。生涯経験率（これまでに一回でも経験したことがある者と答えた者の割合。図2）は高い順に有機溶剤、大麻、覚せい剤、何らかの薬物である。しかも、生涯経験率はこれまでの経験を反映しているため、有機溶剤の率が高いのは致し方な

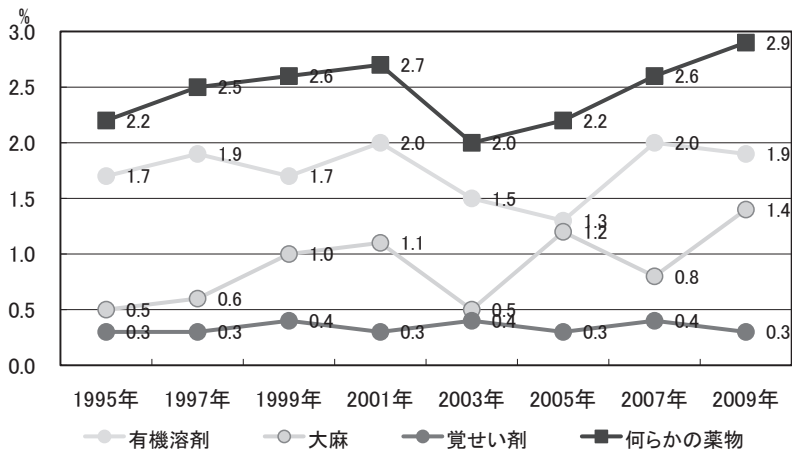


図2：違法薬物の生涯経験率⁵⁾

いが、大麻の生涯経験率は確実に上昇傾向にあるのであり、このことは実質的には、今日最も乱用されている薬物は大麻であることを示唆している。一方、覚せい剤のそれは横ばい状態なのである。

3. 全国精神科病院調査

依存性薬物の多くは、その使用により何らかの精神障害を引き起こすことが多い。そこで筆者らは、全国の全有床精神科病院（二〇〇八年で一、六二二施設を対象とした）に入院・入院した薬物関連精神障害患者に関する調査を継続実施している。

精神科病院に入院・入院することになった「主たる原因としての薬物」の割合の推移を図3に示した。第二次覚せい剤乱用期では有機溶剤と覚せい剤とがそれぞれ約四〇％を占めて拮抗していた。第三次覚せい剤乱用になると、覚せい剤の割合が増加し、有機溶剤の割合は激減した。その両者の関係は図1に示した不正薬物事犯数の増減傾向と似通っている。ただし、第三位は睡眠薬（医薬品）であるところが不正薬物事犯者数（図1）とは異なっている。

大麻に関しては、「主たる原因としての薬物」としては、わずか数%にしか満たない。しかし、「使用歴のある薬物」としての割合（図3の「大麻歴あり」）は二〇〇〇年の九・

八%から二〇〇四年には三八・一%にまで激増し、二〇〇八年でも二六・一%を維持しているのである。このことは、大麻は覚せい剤や有機溶剤に比べると、精神科病院へ入院・通院しなければならぬほどの病的状態を作る力が

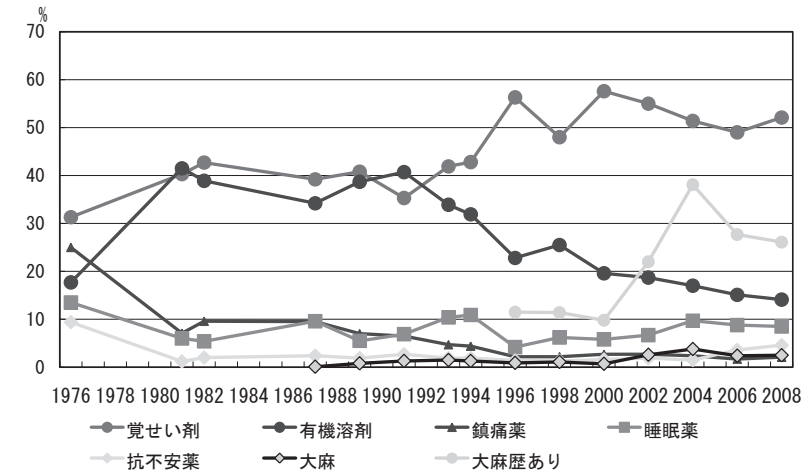


図3：薬物関連精神疾患患者の薬物別内訳⁶⁾

相対的には弱いことを意味している。これは結果的に、大麻乱用は事例化しにくいことを意味している。その結果が、不正薬物事犯者数での大麻事犯者数の少なさの原因であろう。

また、MDMAも、二〇〇八年の本調査によれば、「主たる原因としての薬物」としての報告は一例に過ぎないが、「使用歴のある薬物」としての報告は二三例あった。⁶

更に注目すべきは、二〇〇〇年頃からその乱用が拡大し、二〇〇七年に「うつ」に係る効能が削除されたリタリン（メチルフェニデートの一商品名）問題である。

リタリンは多くの国ではナルコレプシーないしは注意欠陥／多動性障害（ADHD）の治療薬として承認されているが、わが国では、ナルコレプシーの治療薬であると同時に、「抗うつ薬で効果の不十分な難治性うつ病・遷延性うつ病に対する抗うつ薬との併用」薬として承認されていた中枢神経刺激薬である。

このリタリンは、全国精神科病院調査によれば、一九九六年調査で「主たる原因としての薬物」として二例の報告しかなかった。それが二〇〇〇年頃から増加を示し、二〇〇二年にはインターネット上でも不正に販売されるようになり、水面下で乱用が拡大した⁷。その拡大ぶりは、リ

タリン使用者に対して「リタラー」という呼称が登場し、リタリンを「ビタミンR」と呼ぶ風潮までが生まれ、リタラーがリタリンを経鼻使用する映像までがテレビで流れた事実が象徴している。その実態を反映するかのようになり、二〇〇六年の本調査では「主たる原因としての薬物」としてリタリン症例は一五例にまで増加し、「使用歴のある薬物」としては三〇例にまで増加した。

二〇〇七年九月一八日、毎日新聞が本調査の結果とリタリンを販売所のように処方していた某クリニックの存在を報じた。その結果、翌一〇月には厚生労働省によりリタリンの効能から「うつ」に係る効能が削除されるに至った。

この行政措置の効果は絶大で、二〇〇八年の本調査では「主たる原因としての薬物」としてのリタリン症例は一気に二例に、また、「使用歴のある薬物」としては七例に激減し、このリタリン問題は事実上終息するに至った。

Ⅲ. 今日の薬物乱用・依存の特徴

本稿で紹介した統計資料、調査結果は以下のようにまとめることができる。①長い間、我が国の薬物乱用状況を象徴してきた有機溶剤、覚せい剤という二大薬物の構図は既に崩れ去った。②有機溶剤の乱用は激減し、③覚せい剤の

乱用は頭打ち状態にある。④その一方で、大麻の乱用は確実に広がっている。⑤同時に、法の網をかくぐるかのよう
に脱法ドラッグ問題が浮上し、⑥リタリンに象徴される
医薬品の乱用が社会問題化した。

筆者はこれらの変化を、①精神病惹起作用の強い「ハー
ドドラッグ」から、大麻やMDMAに象徴される「ソフト
ドラッグ」への変化であり、②有機溶剤優位型から大麻優
位型へといった、「わが国独自型」から「欧米型」への変
化であり、③薬物使用自体では捕まらない、「捕まる行為
から捕まらない行為へ」といった「違法から脱法への変化」
であると捉えている。

IV. 学生にどう対応するか

薬物乱用問題は長年覚せい剤に象徴されるように、「犯
罪」として扱われてきた。しかし、薬物乱用の今日の特徴
にまとめたように、今日の薬物乱用問題は、「犯罪」とし
ただけでは対応できない局面に入ってきている。

薬物乱用とは薬物を誤った目的や方法で自己使用するこ
とである。この乱用を繰り返すと、止めようと思ってい
ても、なかなか止められない薬物依存という脳の異常を引き
起こす。その結果、薬物の乱用が継続・頻発するようにな

る。このような依存にもと
づく乱用を繰り返している
と、脳を含めて、全身に（慢
性）中毒としての病的状態
が出現する。ニコチン依存
にもとづく喫煙による肺が
ん、アルコール依存にもと
づく飲酒による肝硬変、覚
せい剤依存にもとづく覚せい
剤精神病などがそうであ
る。図4に乱用、依存、中
毒の関係を示した（詳細は
「大学時報No.三二五・四〇
一四五、二〇〇九」参照）。

その薬物が違法であろう
がなからうが、薬物依存と
いう共通項には変わりはない。
薬物乱用がなぜいけな
いかと言えば、薬物依存を
作るからに尽きる。

「ダメ！ゼッター！」とい

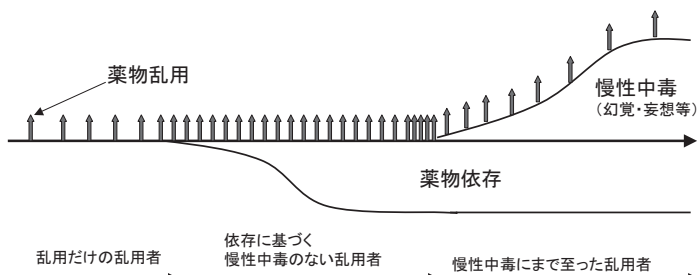


図4：薬物乱用・薬物依存・薬物中毒の関係

う第一次予防（手を出さず）の重要性は言うまでもない。しかし、その一方で、第一次予防だけでは解決していない歴史と現実がある。車の両輪としての第二次予防（早期発見、早期治療、第三次予防（社会復帰）の充実なくしては、いつまで経っても薬物問題は解決しない。

違法な薬物の乱用が発覚した大学生は法により確実に裁きを受ける。その上、大学を追われた場合、学生の前途には薬物依存者への道しなくなる。現在、薬物依存に対する認知行動療法が開発され、いくつかの精神科および精神保健福祉センターで実施されている。違法な薬物の乱用が発覚した場合、その学生をそのような治療に通わせ、半年後、あるいは一年後に、その学生の変わりよさを診た上で、その学生に対する大学としての最終処遇を決定するというのは如何であろうか？人生の再スタートを提供するのも教育機関の役割のように思うのだが…。

文献

- 1 和田 清…薬物乱用の現状と歴史。神経精神薬理 一九九一三一九二八、一九九七。
- 2 平成20年版犯罪白書。法務総合研究所。二〇〇八。
- 3 和田 清、尾崎 茂、近藤あゆみ…薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題。日本アルコール・薬物医学会雑誌 四三(二)：

一二〇一三二一、二〇〇八。

- 4 船田正彦…違法「ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）」。日薬理誌 一三〇：四三三ー四三五、二〇〇七。

- 5 和田 清、嶋根卓也、立森久照…薬物使用に関する全国住民調査（二〇〇九年）。平成21年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）「薬物乱用・依存の実態把握と再乱用防止のための社会資源等の現状と課題に関する研究（H二一ー医薬一一般一〇二八）研究代表者：和田 清」研究報告書。pp.一五ー九五、二〇一〇。

- 6 尾崎 茂、和田 清、大槻直美…全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査。平成20年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）「薬物乱用・依存等の実態把握と「回復」に向けての対応策に関する研究（H一九ー医薬一一般一〇二五）」主任研究者：和田 清」研究報告書。pp.八七ー一三四、二〇〇九。

- 7 Ozaki, S., Wada, K.: Characteristics of Methylphenidate Dependence Syndrome in Psychiatric Hospital Settings. Japanese Journal of Alcohol Studies & Drug Dependence 41 (2): 89-99, 2006.

- 8 松本俊彦、和田 清…薬物依存症の治療とリハビリテーション。大阪保険医雑誌 No.五〇九：二五ー二九、二〇〇九。